

平成 28 年 8 月 1 日

会員各位

川崎信用金庫

所在不明会員の方の除名について

協同組織の地域金融機関である信用金庫にとりましては、会員の方の加入・脱退の状況を正確に把握することはガバナンス強化のうえで重要な課題とされており、長期間所在が不明となられている会員（以下「所在不明会員」といいます。）の方への対応が求められているところでございます。

信用金庫においては、平成 26 年 9 月 19 日に信用金庫法施行規則が改正され、「所在不明会員」の方の除名に関する事項を定款に定めることができることとなり、これに伴い、当金庫においても平成 28 年 8 月 1 日に定款を一部変更し、「所在不明会員」の方を除名できるよう対応いたしましたので、お知らせいたします。

なお、「所在不明会員」の方とは、次の 1～3 の全てに該当する会員の方で、総代会の決議により除名となることがございます。

1. 5 年以上継続して当金庫の事業を利用していない方。
2. 当金庫の通知又は催告が 5 年以上継続して到達しなかった方。
3. 当金庫への届出住所等に存在しないことが確認できた方。

すでに住所を変更され、当金庫に届出住所等の変更手続きがお済みでない方は、「所在不明会員」に該当することがございますので、お早めに住所変更のお手続きをいただけますようお願い申し上げます。

本件につきまして、ご不明な点やご質問等がございましたら、お気軽にお取引店の窓口または下記お問い合わせ先まで連絡ください。

※今後、会員の方の住所を確認するため、通知等を希望されていない方にも、ご連絡をさしあげる場合がございますので、ご了承ください。

以上

[店舗・ATMのご案内](#)

【お問い合わせ先】 川崎信用金庫 総務部 出資担当

フリーダイヤル 0120-312-415

〔土・日・祝日及び 12 月 31 日～1 月 3 日を除く午前 9 時～午後 5 時〕